

実施結果の概要

	質問項目	事業に対する要望及び確認事項	鈴鹿市回答
1	本市ウォーターPPPへの参画について	1 グループ企業での同一入札への公募参加は可能でしょうか。	直接又は間接的に資本関係がある企業同士の参加については、当該企業同士が同一の共同企業体の構成員となる場合は参加可能ですが、各々が異なる共同企業体の構成員となる場合は、入札機会を複数回得ることになり、公平性、競争性、透明性の観点から参加を認めることはできません。 当該企業にあたる者が、異なる共同企業体の構成員となり入札に参加した場合は、その企業が参加した共同企業体の入札はすべて無効、又は失格となります。
		2 入札又は応募に際し、市内事業者に限定する地域要件の導入は検討されていますか。	現時点で「市内事業者に限定する地域要件」の設定は想定していません。事業の性質や公平な入札の観点などを総合的に考え適切な応募要件を定める予定です。
		3 別途調達業務への参加制限についてどのようにお考えでしょうか。	更新支援型の導入を前提とした、当該事業の受託者における別途調達業務への参加については、対象業務の精査を行うとともに、より多くの企業が別途発注調達業務に参画可能なスキームを検討していく予定です。 ただし、ビュア型コンストラクションマネジメント（以下CMとする）を含みウォーターPPP事業を導入する場合は、CMの対象となる別途調達工事への参加は認められないものとなります。
		4 更新支援型を前提とした場合、現時点で想定される更新工事はありますか。	現時点で想定される更新工事の予定はありませんが、ウォーターPPP事業を進めていくなかで更新が必要と判断された施設については、別途発注していく予定です。
		5 企業規模等については、代表企業に求める要件として設定しないよう配慮いただきたい。	現時点で代表企業に対し、企業規模等の要件を設けることは想定していません。
		6 本事業の円滑な実施にあたっては、地元企業の参画が重要であると考えています。そのため、構成員として地元企業を必ず含めることを要件としてご検討いただきたい。	地元企業が主体的に参加できる体制の構築は、本市ウォーターPPPの円滑な運営において極めて重要と考えています。一方、公共調達においては、公平性も重要な要件であることから、地元企業が機動的に活用できる体制について考慮しつつ、入札又は公募要件を検討したいと考えています。
2	統括マネジメント業務の対応について	7 運営計画の作成等に際し、市が指定する書式等がありますか。	ウォーターPPPにおいては性能発注が要件であるため、運営計画を含む各種書類は、法定又は本市から指定したものを除き書式等の規定はせず、業務遂行上必要とされる情報を担保しているのであれば任意となります。
		8 具体的にどのような業務を想定されていますか。	日常の維持管理について維持管理企業が担ったうえで、定期報告及び改善提案並びに事業内調整等のマネジメント業務を行うことを想定しています。 なお、統括マネジメントを行う者に常駐要件などを付す予定はありません。
3	処理場・ポンプ場における維持管理業務の対応について	9 当該業務の実施に当たり、メーカー又は施工業者を指定することはありますか。	市から特定のメーカー及び施工業者を指定することはありません。 ただし、既存施設で交換部品等が、特定のメーカーによらなければならない場合は、機能が確保できる部品を指定する場合もあるかと思われる場合があります。
4	管路施設における維持管理業務の対応について	10 住民対応業務は具体的にどのような業務を想定していますか。	住民対応業務については、業務の内容が精査でき次第公表いたします。
5	契約終了時の措置の対応について	11 契約終了時の措置として具体的にどのような業務を想定していますか。	基本的には、日常の維持管理業務にもとづく報告（日報、月報、年報等）を主たる業務と想定しています。そのうえで、維持管理上の留意点や次期事業に向けた申し送り事項等があればご記載いただくことを想定しています。
		12 企業固有ノウハウや技術等の流出につながるおそれがある情報については提供が困難なため、当該情報の共有はいたしませんか。	ご指摘の情報について提供を求めることは想定していません。
6	処理場等の維持管理におけるリスク分担について	13 施設損傷のリスク、経年劣化による損傷、想定外の突発的アクシデントによる損傷、その他被害補償は受託者の責務となりますか。	施設の状態を確認したうえで、適切な維持管理を行わなかったこと起因する施設損傷リスクは、受託者側の責務とするのが合理的と考えています。ただし、想定外の突発的アクシデント（地震、想定外の地盤変化等）による不可抗力に類するものと思慮されるものまで民間側に責務を求めるものではありません。被害補償については、発生事象に応じて官民で協議のうえ、両者にとって公平な補償額を設定することが重要と考えています。
		14 法令等の変更リスクについて、広く一般的に適用される法令変更とはどのようなものを想定されているのでしょうか。	・広く一般的に適用される法令変更としては、以下を想定しています。 i 労働基準法（例：時間外手当） ii 最低賃金法（例：最低賃金） iii 消費税法（例：消費税） iv 健康保険法（例：健康保険料） v 取引適正化法（旧下請法）（例：支払期限の短縮）
		15 第三者賠償リスクについて、業務実施段階における浸水・騒音・振動・悪臭等による場合とは、どのような場合を想定されていますか。	・第三者賠償リスクとしては、以下に例示するものが想定されます。 i 浸水による場合：ポンプ場や管路施設の維持管理作業中に誤操作や設備不具合により周辺道路や宅地が冠水し、第三者に損害を与える場合 ii 騒音、振動による場合：修繕工事や機器更新作業で法定及び契約上定められた基準を超過し発生する過大な騒音や振動により、近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼし、健康被害や財産損害が発生する場合 iii 悪臭による場合：汚泥処理や排水処理工程での不適切な管理により法定及び契約上定められた基準を超過し、悪臭が周辺地域に拡散することで住民から苦情や損害賠償請求等が発生する場合
		16 住民問題リスクについて、受注者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟に関するリスク分担は理解しますが、発注者の協力をご検討願います。	住民問題リスクについては、本市へ向けたものと受託者業務の在り方に対するものがあると考えています。後者のものについては受託者のリスク分担に当たると認識していますが、公共下水道事業に対し市は最終責任を負う者として事態の収束などに協力を惜しむものではなく、官民双方の協力が必須と考えています。
		17 環境保全リスクについて、環境保全リスク環境問題（特に悪臭）については、通常業務においても発生することもありますので、受注者責任は負いかねます。	環境保全リスクについては、法定及び契約上定められた基準を超過し、周辺地域の環境を害したものに對し適用するものであり、契約上定められた基準が特段に厳しい基準を設けている場合を除き受託者が守るべきものであることから、当該責任については受託者に帰属するものと考えています。
		18 委託業務中止・延期に関するリスクについて、業務放棄、破綻は、どのような場合を想定されていますでしょうか。	業務放棄が想定される場合としては以下を想定しています。 i 受託者の故意または重大な過失：業務遂行に必要な人員や資材を確保できず、契約上の義務を履行しない場合 ii 長期的な業務停止：維持管理業務を継続できない状態が一定期間続き、契約条件を満たせない場合 iii 安全管理義務違反：法令や契約で定める安全基準を著しく逸脱し、業務継続が困難と判断される場合 破綻が想定される場合としては以下を想定しています。 i 財政破綻（倒産、民事再生、会社更生）：受託者が債務超過や資金繰り悪化により事業継続不能となる場合 ii 重大な信用失墜：不正行為や重大なコンプライアンス違反により、契約解除が避けられない場合
19 「①水質の悪化に伴う運転費用の増加リスク」及び「②想定している国費充当額の不足に伴い、設備更新ができずシステム全体の健全度が満足できないリスク」についてご検討いただきたい。	第三者賠償リスクとしては、以下に例示するものが想定されます。 i 水質悪化の原因が適切な運転管理行わなかったこと起因するものであれば、受託者側の負担とするのが合理的と考えますが、予測困難な事象（高濃度の汚濁負荷の発生等）による不可抗力に類するものと考えられるものまで受託者側に責務を求めるものではありません。 ii 国費の充当額は国の予算措置や交付金制度の枠組みに依存するため、予算措置の不足という事象そのものは行政側の要因と考えますが、当該事象発生時の対応については、官民双方で協議し決定することが望ましいと考えます。		
7	管路施設の維持管理におけるリスク分担について	20 管路施設に関しては、複合的な要因により陥没等起きる可能性もありますので、全てに関して発注者負担とさせていただきます。	管路施設は、複合的な要因（老朽化、地盤条件、交通荷重、外的要因等）で陥没等のリスクが発生するため、責任の所在を明確にするのは困難と理解していますが、すべてを発注者負担とするのは受託者側の責務の放棄につながる可能性もあり合理的でないと考えます。 複合的な要因はあるものの、施設の状態を確認したうえで、経時的自然劣化によるものは民間の責務とするのが合理的であると考えます。 ただし、経時的自然劣化以外の要因（地震、想定外の地盤変化等）による不可抗力に類するものと考えられるものまで民間側に責務を求めるものではありません。 あくまで、当該リスク分担は、善管注意義務違反又は契約不適合責任に及ぶものに対し、民間側に責任を負ってもらうことを意図したものととなります。
		21 南海トラフ地震等、想定範囲を大きく超えた災害時の責任分界については懸念があります。	南海トラフ地震等の予測困難な大規模災害については、不可抗力に類するものと考えられるため、民間側に責務を求めるものではありません。
8	「ユーティリティ使用量抑制」に対する、プロフィットシェア方式の適用について	22 使用量抑制については、今回スキームで事業費に含むと想定した場合に、あくまでも事業者側の努力による抑制のため、それはプロフィットシェアの概念に該当しないものと考えます。	更新支援型を前提とした場合、年間のユーティリティ使用料又は使用量を見込みで設定し、これに相当する費用を総額として契約を締結する手法もあると思います。ユーティリティ費を総額で設定する場合は、ご指摘のとおりプロフィットシェアの概念に当たるものではなく、受託企業の自助努力によるものであることから当然に受託者様が享受すべき利益であると認識しています。 市といたしましては、昨今の価格変動状況を考慮し、ユーティリティ使用料に関し、実費による清算が望ましいと考えていますが、実費による清算とした場合には、プロフィットシェアによる費用削減のための機会を逸する可能性があります。このような機会損失を回避することを目的に、清算方法を決定するにあたり、当該プロフィットシェアの適用が現実的に想定し得るものかを確認したいと考えます。
		23 プロフィットシェアは利益確定後の分配になると理解しています。その場合、長期間に入金が見込めない場合のキャッシュフローに懸念があります。	プロフィットシェアは利益確定後の分配となりますが、強制ではありません。官民双方の利益創出が可能な範囲での適用となるため、官民双方の利益創出ができないものまで適用を求めるものではありません。官側の承認が必要となりますが、基本的に民間側の利益創出が可能であるとの判断のもと適用されるものとなります。
		24 抑制効果の測定方法に関するルール作成に課題があると考えます。	キャッシュフローについては、支払サイクルを月次、四半期、年次のうち、企業様のご意見を踏まえ、整えていきたいと考えています。 ユーティリティ使用量抑制効果測定や基準については課題と捉えています。 そのうえで、昨今の価格変動状況を考慮し、ユーティリティ使用量に対しては実費清算によるのが望ましいと考えています。
9	「新技術導入」に対する、プロフィットシェア方式の適用について	25 性能発注において、新技術導入（調査技術）は変更の対象にもならないと考えていますがいかがでしょうか。	契約図書に定める受託者側の債務を履行するにあたり、当初契約時点の契約図書に規定する範囲で、導入された技術に基づき費用の削減がされたものは、当該技術の新・旧によることなく、企業の自助努力によるものであることから受託者が享受すべき利益であると認識しています。 一方、契約締結後、契約図書にて求める水準を下げることなく諸要件を変更することで市の支払い債務の軽減が見込まれる新技術の導入については、プロフィットシェアの対象となるものと認識しています。
10	「既存施設の延命」に対する、プロフィットシェア方式の適用について	26 無理な延命にはならないか？の検証が必要だと思います。これからの10年間を延命したとして、その先の10年間にその「ツケ」が回るだけではないかと心配です。	ご指摘のとおり、施設の延命化に伴い保守・点検などの維持管理費用が増大した場合、本末転倒となります。また、利益を享受するにあたっては、民間企業側に付随するリスクも併せて請け負っていただくこととなります。このことを踏まえ、費用対効果と付随するリスクを考慮し導入を進めていただく必要があります。 「既存施設の延命」に対する、プロフィットシェア方式の適用については、サウンディングにおいて得られた意見をもとに実現性について検討してまいります。
11	「管路施設の点検・調査の早期達成」に対する、プロフィットシェア方式の適用について	27 プロフィットシェアにより管路施設の点検・調査の早期達成が可能になるといふロジックが今一つ理解できません。	本市は、管路施設の多くの箇所状態で把握できておらず、全体の施設状況を早期に点検・調査することが重要と考えています。 一方、これまでの単年度契約における点検・調査業務は、始まったばかりで市内全体の施設状況把握には、かけ離れたものとなっています。 このような状況を踏まえ、現実的に達成可能な10年間の目標を設定したうえで、点検・調査を早期達成した際に、当初対象としていなかった管路施設に対し、残存期での業務として割当することを想定したものです。
12	「雨天時浸水削減」に対する、プロフィットシェア方式の適用について	28 雨天時浸水水の調査に当たっては、機動的に動ける地元業者と協力していくことが有効と考えます。	入札又は公募参加要件として、「降雨時に機動的に動ける者を配備可能であること」を要件化する提案ありかとご意見を伺います。参考にさせていただきます。
		29 (案)には、処理費用の低減額とありますが、コストカットを優先するあまり、長期的に必要な十分な品質が得られるのか不安です。	適切な調査、修繕、改築による、「雨天時浸水削減」を目的として、処理費用の低減額の一部を受託者の収益へ転化できればプロフィットシェア方式の適用とできると考え、質問した次第です。

14	その他質問事項	30	地元企業が中心となる方がよりスムーズに進むと考えます。企業間の連携を早期に構築する施策が必要ではないかと推察します。	地元企業が主体的に参画できる体制の構築は、ウォーターPPPの円滑な運営において極めて重要と考えています。一方公共調達において、公平性も重要な要件であることから、地元企業が活用できる体制について考慮し、入札又は公募要件を検討してまいります。
		31	他の自治体の運用実績を例に具体的に鈴鹿市に合うモデルを作成していただいてから、サウンディングして欲しい	ご指摘のとおり他市事例から学ぶことは重要であると考えております。ご意見を踏まえ、最適な手法となるよう今後も検討を進めてまいります。
		32	鈴鹿市上下水道局が発注する更新工事ですが、国からの補助金が少なくなる状況では、あまり発注量がないように思いますが、想定されるような工事はありますか？	現時点で想定される更新工事はございませんが、ウォーターPPP事業を進めていくなかで更新が必要と判断された施設については、別途発注していく予定です。
		33	広域型ウォーターPPPへの拡張は予定されていますか。	現時点では広域型ウォーターPPPへの拡張は予定していません。
		34	貴市ウォーターPPPが想定する事業規模（範囲や費用）をお示いただけますと幸いです。	具体的な事業規模については、現在業務対象範囲を精査している段階であり、詳細が確定次第公表する予定です。
		35	今後のスケジュールについて教えていただけますでしょうか。	令和10年度中のウォーターPPP開始を目指し、令和8年度から公告に向けた準備を進めていく予定です。
		36	コンセッション事業への移行は検討していますか。	次期事業形態については未定となっております。
		37	SPCの設立は想定されるか。	本事業の実施に当たっては、想定し得ないものと考えております。